

世田谷区告示第465号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定による指定納付受託者の事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月18日

世田谷区長 保坂展人

1 名称

株式会社トラストバンク

2 所在地

変更前 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

変更後 東京都品川区上大崎三丁目1番1号

3 変更年月日

令和6年1月16日